

領 収 書

神戸大学文学部 心理学研究室 桃源会 様

金446,685円也

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。

ただし、震災孤児等の学業や生活を支援するための義援金としていただきました義援金は、相馬市震災孤児等支援金支給基金へ積み立て、震災孤児等の学業や生活費用への支援金として使わせていただきます。

平成23年10月12日

上記有り難く領収いたしました。

福 島 県

相 馬 市 長 立 谷 秀 清

